

第3回「(仮称)浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会 議事要旨

1. 開催日時 令和4年1月14日(金)午後6時～7時30分

2. 開催場所 ニッセイ基礎研究所 会議室4・5

3. 出席者

内田市長

(委員)

朝田隆会長、岸田宏司副会長、植草工委員、栗田駿一郎委員、鈴木信男委員、

徳田雄人委員

(事務局)

福祉部部長、福祉部次長、高齢者包括支援課課長、高齢者包括支援課課長補佐、

高齢者包括支援課高齢者対策係

4. 議題

- (1) (仮称)浦安市認知症とともに生きる基本条例(素案)意見募集結果および最終案について
- (2) 認知症条例と施策の関連について
- (3) その他

5. 議事概要

議題(1)(2)について事務局より、認知症条例に関する意見募集結果、浦安市認知症とともに生きる基本条例(素案)に対する意見と市の考え、浦安市認知症とともに生きる基本条例案、パブリックコメント後の修正についての新旧対照表、浦安市認知症とともに生きる基本条例の前文案、認知症条例と施策の関連について説明を行い(各自治体の認知症条例制定状況資料配布)、各委員との意見交換を実施した。

6. 会議での主な意見

【前文案について】

○前文案その4については、条例目的部分と重なる印象を受けた。前文案その1については、だれもが当事者・関係者になるという話、個人の課題から地域の課題になった、だからこの条例があるという説明は非常に説得力がある。地域全体のつながりを構築、支え合いを軸とした連携、これはぜひとも言ってもらいたい。その1にその内容が含まれており、案1または、案4でいいのではと思う。

○前文の取扱いをどのように考えるかによって表現は異なる。シンプルなほうがよい。

○前文の意味としては、重なっているところを除くと、パラダイムチェンジと言いますか、医療介護中心だったところから、生活課題へ下りてくるんだという意味を表明するということと捉えている。そういう意味では、案1も、案4も、両方とも満たしている。

その1は事務局の方や関わっている方たちの裏にある思いが少し読み取りにくい。案4は、医療や介護サービスを提供することを中心に行われていったという、これまでのあり方に対する自省の表現があったので、そのあたりの気持ちが読み取れた。案1をベースに、思いが伝わるような文章がもう一文ぐらい入っているとよいと思う。

○前文は条例の趣旨ということで、認知症条例の考え方が分かりやすく示され、すべての市民に共通する課題と認識してもらおうためのものだと思っている。あまり長く書いても分かりにくいので、案1がいいと思う。もし足すとしたら、課題として捉えることが必要であると終わっているところを、認知症とともに生きることを理解する地域社会を実現するためにこの条例を制定する、のように、真意など全体的なことにかかる一文があれば、より良いと思う。

○案4をベースに修正を考えており、「認知症は他人事ではなく」という文章が大変重要かと思しますので、「他人事ではなくて自分事」というようなキーワードを入れてもよいのではと思う。また、医療や介護サービスを提供することを中心に行われてきたところがある一方で、これまで、様々なインフォーマルサポートをされてきた市民団体の皆さんもいらっしゃるので、その点をどう整理したらいいか。

また、案4の修正について、個人の課題として捉えるだけではなく、安心して暮らせる豊かな社会の実現に向けた地域の課題として捉え、そのために、多様な主体が連携し解決を目指すことが必要であるという表現を提案したい。

最後に、その次の「すべての市民は認知症とともに生きることを理解することで」というところに、「認知症の人およびその家族等を含むだれもがこれまでの認知症に対するイメージを変えるんだ」というメッセージを入れてもよいのではと思う。

以上の通り、事務局の方含め、関わった方々の思いなどを入れることができるのが前文の良さでもある。案4をベースにコンパクトになるよう修正を加えていければよいと思う。

市長：

もう一度考えさせていただき、修正して、先生方にお見せできるようにしたい。

【条例名について】

市長：

パブコメの件数から、認知症条例の認知度が高いことが分かった。また、実際にお困りにな

られている市民の方、また広く一般の市民の方からの意見も参考意見として反映できたこともひとつの成果と考えている。もう少し印象に残る条例名称はないか検討しているが、基本条例という名称についていかがか。

○基本条例で、問題ないと思う。

○前文の議論で、どこにも必ず出てくる言葉は、他人事ではなくというところ。この条例を市民の方、皆さんに分かりやすくするとしたならば、「浦安市認知症他人事ではない条例」などいかがか。

市長：

他人事というと第三者的なイメージになるので、認知症は自分事、という意味も込めて「基本」、をつけるか参考にさせていただく。

【認知症条例と施策の関連について】

○条例に関しては、いろいろと具体的に施策が考えられているということで期待が大きいのが第一印象。お話があった虐待については、早期に発見できるようなスキルをケアマネジャー、高齢者福祉関係の方々と連携して市で強化していってもらいたい。そういう意味で、地域包括支援センターの相談機能の強化、スキルアップをする機会を作るといいのではと思う。

チームオレンジはもう全国的に実施されていて、他の自治体の取り組みが参考になるかと思えますし、認知症カフェは家族の相談の拠点にもなる。地域密着型サービスにおける認知症家族交流会というのがあるが、カフェでもその機能を果たせる。高齢者がふらつと来て、カフェで寛ぐ中で、医療的な知見、福祉的な知見、あるいは栄養学や心理学的な視点を情報提供することで、認知症に関するノウハウが市民にうまく流れていけばいいと考える。

踏み込まれたなと思うのは、高齢者および障がい者雇用促進奨励金の交付のところで、精神障がい者手帳がなくても診断書で対応する支援事業はぜひ検討いただきたい。若年者の認知症機能低下は、職を追われてしまう実態がある。家族が配慮して退職させてしまうし、支援する機会も知識もなく、障がい者手帳取得にも至らない。診断書があれば、企業に対して奨励金が出て、雇用継続が可能となることが当事者や会社に分かれば、本人も事業者も相当前向きになれるのではないか。法定雇用率まで含むかは別の課題にはなるかと思えますけれども、企業はそういう奨励金があれば、若年性認知症のケースでもポジティブに評価し、積極的に行動を起こす後押しになると思う。「認知症とともに生きるまちづくり応援店」のひとつにもなる。この条例は福祉行政の枠に留まらず、商工観光課や商工労働分野などとの連携、つまり柔軟的で横断的な行政の関わりを求められることを改めて感じた。

○高齢者施設を運営していると、人手不足もあって高齢者の就労は非常に多く、中には徐々に認知機能が低下してくるというようなことが現実的にあると感じている。（高年齢者および障がい者雇用促進奨励金の交付について）どの事業所や地域にもある程度普及していくことが望ましいのではないかと思う。

江戸川区や市川市との迷い人に関する広域連携について、具体的に実感できると、地域としては非常に安心できるだろうと思う。

○条例の項目と、個々の既存事業、新たにやるべき課題が、きれいに見えるというのは非常に大事なこと。関連する認知症施策はたくさんあるので、このような制度設計は素晴らしいと思う。その上で、今後新たに検討する事業について3点ほど意見を述べさせていただく。

まず第6条の事業者の役割について、前回の委員会でも申し上げたが、生活関連産業における認知症の人が暮らしやすい仕組みの検討、つまりプラットホームのようなものが必要だと思う。ほかの地域では、これを生活支援体制整備事業の中で実施しているところもある。企業に対してサポーター講座を実施しても、その後何をするのかとなりがちなので、具体的な個々の課題を地域の中で解決していく、つなげていく場が必要だと思う。そのあり方について模索されると、今後、より具体的な解決策が出てくる。

次に、第12条の社会参加の推進については、若年者の雇用継続と、引退した高齢者の雇用継続についての2つの課題がある。この第12条はどちらかということ、若年者の雇用継続が中心かと思うが、高齢者の地域とのつながり、どう社会につなげていくのかということも浦安市として打ち出せるとよい。それを推進するに当たり、就労的活動支援コーディネーターのような当事者と企業をコーディネートする役割の方などをどう育成していくか、それから、高齢になると介護が必要になるため、介護事業所の中でどのように社会参加活動をサポートしていけるか、働くデイサービスなどの場所を浦安市内に作っていただきたいと思う。

続いて、第19条や第20条あたりに関係しますが、今後基本計画を策定し進捗状況の評価する、その中に当事者が委員会に参加することを掲げてほしい。是非そのような場を浦安市につくっていただきたい。

○雇用、就労について、従前の対処方針の決定、可能な限りの継続雇用、さらには雇用継続が不可能になった後の福祉的就労というような考え方が非常に重要。

○この条例は高齢者、福祉に偏ったものではなく、それぞれいろんな立場・年齢の方に対する条例ということなので、それぞれに合った事業というのを少しずつ考えていかななくてはいけない。単身高齢者では、認知機能が低下してもなかなか自分自身で認められないこともあり、そういった方々に対するアプローチの仕方も大事になってくると思う。第19条について、9期の高齢者保健福祉計画（令和5年度策定・令和6年から施行）までにどのような

形で進めていくのかが重要だと思う。

○第 19 条、第 20 条について、ご本人にぜひ委員会に参加していただく、というのは私からもぜひお願いしたい。その上で、第 16 条について、精神科病棟内での虐待が問題になっており、単科の精神科病院の中でも認知症高齢者も少なからず入院されているのが現状。当然、精神科・精神保健の領域になれば、県との関係だったり、調整だったりというのも必要になるかと思うが、やはり充実した権利擁護の条文が入っていることから、精神科病院にいらっしゃる認知症のご高齢の方の権利擁護に関するところをぜひ浦安市としても何か取り組みをしていただけるものがあれば、より良いものになる。

市 長：

市内には単科の精神科病院はない。浦安市から一番近いのは式場病院（市川市）、総武病院（船橋市）。千葉県は精神科に関していうと、救急医療センター、精神科の医療センターを持っており、救急も 24 時間受け付ける全国的に珍しいケース。

○精神科疾患の中でも例えば、統合失調症の発生率は大きく減っているため、認知症か統合失調症か、迷う。地域包括支援センターも今や半分が精神科疾患で、そういう意味では浦安市に単科の精神科病院があるかないかに関わらず、対応することは大変重要なこと。

○就労、働く場、これが一番共通してでてきた。その周辺を議論いただいた。診断書によって奨励金の交付対象にできるということ、これは全国で前例はあるか。

市 長：

まだ、調整が終わっていないが、全国でもめずらしい取り組みになると思う。認知症の方の就労ということ自体、取り組まれている自治体が少ない。ただ、その障がい者雇用、高齢者雇用で補助金とか、いろいろ制度を作っても、実際に企業のほうが、それを利用されないというケースが実際ある。浦安市でも、がん患者の方の就労継続ということで、就労の支援金をつくっているが、これもほとんど利用されていないので、やはりその認知症の方の就労をどうしていくのかという問題意識や、この条例の趣旨をまず市民の人に理解してもらってということから始めないといけない状況がある。

市 長：

条例施行が（本市において認知症施策を推進する）再出発のスタート地点だと思っている。浦安の特性の中で、非常に危機感を持っているのは、第 10 条「認知症とともに生きることの理解の促進」という中で、既存事業で、小学校向け認知症サポーター養成講座が入っているが、浦安市は 4 分の 3 が埋立地で、新しい住民の方が多い。我々世代でも、人が老いる、あるいは人が病気になる、人が亡くなる、ということに関して体験の少ない方がたくさんいらっしゃる。特に子どもの頃から、ご高齢の方と接する機会が少ないことから、人が老いる

ことに関して、分からない。火葬場に行ったことがない、骨上げをしたことがない職員も多い。人が亡くなる、人が老いる、認知機能が落ちる、認知症になる、そういったことへの理解を小学生のうちから始めていくことを徹底していきたい。そのほか、浦安市と大学とのコラボも考えており、認知症とわかるマークのようなものをつくる。まちの中で目立たなくても分かるしくみづくりを、芸術分野と連携してすすめたいと考えている。ヘルプマークのようなものを身に着けているから、認知症の方だなと配慮できるしくみ。この方は、道に迷っているのではないかなど、いろいろなことを思い描く、それを子どもの教育や啓発と一緒に取り組むことによって、思いやりのある、そういった浦安市になればと思っている。また、地域包括支援センターの相談体制をより充実していこうと思っている。相談機能充実のため、サテライトの設置を老人クラブ、自治会等協力いただきながら、地域の中で相談できる体制、自分一人ではない、介護をしている人間が一人じゃない、認知症で生きることも一人ではない、ということ、本日のご意見を参考にさせていただいて、様々な施策を展開し、より良い改革を進めていければと思っている。

【今後のスケジュールについて】

事務局：

本日のご意見を参考に、前文を整え、3月議会に上程したいと考えている。議会で可決されたのちには、令和4年7月の施行を予定している。その間、シンポジウムの開催など、条例の周知を行っていききたい。また委員の皆さまからいただいた貴重なご意見を参考に、認知症施策推進基本計画の策定も進めていきたい。

市長：

本市は特殊な住居形態、あるいは年齢構成をしている。東京の縮図、あるいは日本の縮図的な意味合いを持つまちでもあり、急速な高齢化にも備えなければいけない。そのような中で、皆様からご意見をいただいた認知症条例を議会を通して立ち上げ、それに基づくさまざまな施策事業を展開していくこと、懇話会でいただいたご意見を現実にしていくことが我々に課せられた使命だと思っています。引き続きまたご教示をお願いできればと思っています。本当にありがとうございました。